

1. 障害者手帳

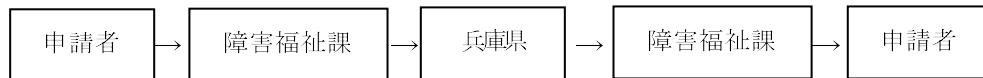
身体障害者手帳

身体障害者障害程度等級表の1級（重度）から6級（軽度）までに該当する方に交付されます。

【申請】

障害福祉課（電話 77-9110 FAX 72-8086）

【申請の流れ】



※ 手帳の交付を申請されますと、提出された診断書をもとに、兵庫県が必要な審査・判定を行います。判定に疑義のある場合は、兵庫県社会福祉審議会に諮問されます。

※ 手帳の交付までには、通常1か月半～2か月程度かかりますが、診断書の内容等により、それ以上に時間のかかる場合もあります。3歳以下のお子様は、兵庫県社会福祉審議会に諮問されますので、手帳発行まで3か月以上かかる場合があります。

【必要書類】

① 新規交付

- ・身体障害者手帳交付申請書
- ・診断書（指定医師が所定の様式に記入したもの）
- ・写真（縦4cm×横3cm、障がい者本人の上半身）1枚
 - ※ 写真の形状や紙質によりお受けできないことがあります。また、半年以内に撮影されたものをご用意ください。
- ・印鑑

② 再交付

手帳の交付を受けた後、障がいの程度が変わったり、手帳を紛失したり、破損したときは、再交付の申請をする必要があります。

種類	申請書	写真	診断書	旧手帳(写)	印鑑
等級変更	○	○	○	○	○
紛失	○	○	—	—	○
破損	○	○	—	○	○

※ 現在、手帳をお持ちの方で住所、氏名を変更したときは、30日以内に障害福祉課へ手帳を添えて届け出てください。

【手帳の返還】

手帳の交付を受けた方が死亡された場合または障がい者が法に定める障がい者に該当しなくなったときは、手帳を返還してください。